



# 徴収猶予の特例制度に係るQ & A



## 1 対象者や申請手続きについて

問1 特例制度の対象者について教えてください。

○次のいずれも満たす人が対象となります。

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している。
- ②一時に納税を行うことが困難である。

○例として、令和2年4月27日に申請する場合は、①令和2年2月（又は3月）の売上高と平成31年2月（又は3月）の売上高の比較、②申請時点で「一時に納税を行うことが困難」である状況の確認のため、原則として、帳簿等の写しを提出する必要があります。

○帳簿等の確認をすることが困難な場合は、例外的に聞き取り調査や、市が保有する資料をもって代替する場合があります。

問2 特例制度の対象となる市税はどのようなものですか。

○令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する市税が対象です。

問3 中間納付についても、特例制度の対象となりますか。

○令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来するものは対象となります。

問4 特例制度の対象に、特別徴収義務者も含まれるのでしょうか。

○特別徴収義務者も含まれます。

問5 特別徴収義務者としての特別徴収分の納付について、特例制度の対象となりますか。

○特別徴収義務者に対しても、要件を満たしていれば対象となります。

問6 特別徴収による個人の市・県民税について、特別徴収される人（事業所の従業員）は、特例制度の対象となりますか。

○給与から個人の市・県民税を特別徴収されている人（事業所の従業員）は、特例制度の対象となりません。

○普通徴収の方法で個人の市・県民税を納付している人が、特例制度の対象となります。

問7 特例制度の対象となる市税以外に、すでに滞納している市税がある人は申請ができますか。

○特例制度の要件を満たせば、他に滞納している市税がある人も申請できます。

問 8 フリーランスやパート、アルバイトの場合も特例制度の対象になりますか。

○収入減少などの要件を満たせば特例制度の対象になります。ただし、原則として、収入状況の分かる書類を提出していただく必要があります。

問 9 ひとつの税目で納期限が複数あるもの（例として、固定資産税・都市計画税）については、各納期限の翌日から1年間の猶予という理解で良いでしょうか。

○お見込みのとおりです。

問 10 令和2年度の固定資産税・都市計画税の第4期の納期限が令和3年2月末である場合、第1期から第3期までは特例制度の対象となり、第4期分は対象外という理解で良いでしょうか。

○お見込みのとおりです。令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する市税が対象となります。

問 11 既に納期限を過ぎている場合、特例制度の利用は可能ですか。

○令和2年2月1日以降の納期限であって、既に納期限を過ぎている場合、改正法施行日から2か月以内に申請を行えば、特例制度の対象となります。この場合、納期限にさかのぼり1年間猶予されることとなります。

○既に納付済みの市税は、対象とはなりません。

問 12 要件を満たしているが、滞納している場合、特例制度の利用は可能ですか。

○令和2年2月1日以降の納期限であって滞納している場合にも、対象となる要件を満たせば、改正法施行日から2か月以内に申請を行うことにより特例制度が適用されます。

問 13 納期限までに申請ができない場合はどうなりますか。

○改正法施行日から2か経過した後、納期限が到来するものは、原則として、納期限までの申請が必要です。しかしながら、申請者本人が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合など、やむを得ない理由がある場合は、例外的な措置として、納期限後に申請することができる場合があります。

問 14 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、郵便での申請は認められるのでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止の観点から、窓口での申請受付以外に、郵便での申請も受付します。

問 15 申請手続の際、申請書以外にどのような書類の提出が必要ですか。

○申請書のほか、原則として、収入や財産（預貯金・現金）の状況が分かる資料を提出していただく必要があります。

○具体的には、①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること、②一時に納税を行うことが困難であることを示す書類が必要です。

問16 申請手続は、いつまでに行う必要がありますか。

○法施行日から2か月後、または、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請する必要があります。

問17 ひとつの税目で納期限が複数あるものは、納期限のたびに申請書の提出が必要でしょうか。

○猶予制度は、申請をする時点において、一時に納付困難な事情があることが要件となりますので、納期限が翌月に到来する程度であれば、まとめて申請できる場合もありますが、それ以上となる場合は、納付すべき市税の発生の都度、申請する必要があります。

## 2 要件について

問1 「収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少」という要件の根拠を教えてください。

○「収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少」という要件については、国税と同様の要件としたものです。また、その要件を設けるに際し、以下の点を参考にしています。

- ・「政策金融における中小企業向けの実質無利子・無担保融資の要件が、売上高△20%減少」であること
- ・リーマンショック直後において、企業の四半期別の売上高の減が最大で△20.4%（2009年1-3月期）であったこと（法人企業統計）

問2 「事業等に係る収入」について教えてください。

○「事業等に係る収入」とは、法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等）をいいます。ただし、個人の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

問3 収入や現預金の状況が分かる書類とはどのようなものですか。

○例として、売上帳、現金出納帳、給与明細書、預金通帳のコピーなどが該当します。

問4 前年の月別収入が不明の場合には、どのように比較すれば良いでしょうか。

○今年の月別収入状況は把握しているが、前年の月別収入が不明の場合や事業を開始して1年を経過していない場合には、次のような方法により比較することが考えられます。

- ・年間収入を按分した額（平均収入）との比較
- ・事業開始後1年を経過していない場合は、令和2年1月までの任意の期間と比較

問5 令和2年2月より個人事業主として開業したので、前年度比較の基礎となる資料が準備できないことから、特例制度の申請はできないと考えていいでしょうか。

○ご相談に応じてからの判断となります。

問6 対象期間の損益が黒字の場合でも特例制度の利用はできますか。

○黒字であっても、収入減少などの要件を満たせば特例制度を利用できます。

問7 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」とはどのような場合ですか。

○「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮した上での判断となります。

○パートやアルバイトを含む個人の方については、給与水準や生計費等を考慮した上での判断となります。

### 3 その他の事例について

問1 特例制度の適用を受ける上で、口座振替による納付を行っている場合に影響はありますか。

○口座振替の停止を行うなどの事務手続きが必要になる場合がありますので、申請の際にお申し出ください。

問2 本来の納期限より期限延長されたものや更正による課税など、納期限が変更または新たに設定されたものは含まれますか。

○令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する市税が対象となり、具体的な納期限がこの期間内であれば含まれます。

問3 他の行政機関（税務署、県税事務所）で特例制度による徴収の猶予が認められた場合、市役所でも申請が必要ですか。

○国税、県税、市税の別に、それぞれ申請が必要になります。

○添付資料に関しては、共用していただくことができます。

○税務署や県税事務所の特例制度による徴収の猶予の許可があった場合は、その許可通知書を市への申請書に添付していただくことで、迅速に手続きを進められる場合があります。

問4 特例制度の適用により徴収を猶予された市税の分納などはできますか。

○1年間の猶予期間内において、途中で一括納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことは可能です。

○猶予期間経過後の納付や分割納付などについては、猶予期間を経過した時点から法令に基づく延滞金などが発生する場合があります。

問5 特例制度の適用ができる税額はどの程度ですか。

○一時に納税をすることが困難かどうかで判断の上、納付すべき税額から納付可能額を差し引いた金額が猶予額となります。

**【お問い合わせ先】**

大野市 企画総務部 税務課 納税グループ

TEL 0779-66-1111 (内線 1301~1304)

公式ホームページ <http://www.city.ono.fukui.jp/>

Mail [zeimu@city.fukui-ono.lg.jp](mailto:zeimu@city.fukui-ono.lg.jp)